

## うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）

（趣旨）

第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

（漁船の制限）

第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。

（許可の有効期間）

第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。

（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等）

第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。

（1）漁業種類

火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

（2）操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数別表1のとおりとする。

（3）推進機関の馬力数

定めなし。

（4）操業区域

地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。

（5）漁業時期

1月1日から3月31日までとする。

（6）許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。

イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用するとともに、許可を受けた者から交付された漁業従事者証を携帯しなければならない。

ウ 漁業従事者は、イの漁業従事者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- エ 午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。
  - オ 漁業従事者一人につき使用する漁具は一式（集魚灯1個及びすくい網1本）とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。
  - カ 魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
  - キ すくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。
  - ク すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
  - ケ 船舶を使用して採捕する場合は、漁業従事者名簿に従事者ごとに記載された使用船舶に乗船しなければならない。
  - コ 船舶を使用せず採捕する場合は、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
  - サ 次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- (7) 漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。
- ア 県内に住所を有する個人又は法人
  - イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者
  - ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者

(採捕量の上限)

- 第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点におけるうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
  - 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1及び様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定によるの報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び現場巡回指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しな

ればならない。

- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。

(許可等の申請)

第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 新規・更新許可申請（規則第11条）

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。

イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

(2) 変更許可申請（規則第16条）

許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

(3) 許可証の書換え交付申請（規則第27条）

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。

(4) 許可証の再交付申請（規則第28条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

- 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。
- 3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(許可の基準)

第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

(集出荷体制)

第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させる者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

- 2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。
- 3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。
- 4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式9）を知事に提出しなければならない。

(漁業従事者)

第11条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含

む。)とし、様式6により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

- 2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこと。
- 3 漁業従事者は、規則第10条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しない者であること。
- 4 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書(様式9)を知事に提出しなければならない。
- 5 許可申請の締切日から遡って1年間にうなぎ稚魚の採捕を違法に行ったことが明らかになった者は、漁業従事者になることができない。

(許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て)

第12条 同一操業区域(地区)において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、漁業従事者の上限数を等分するものとする。ただし、許可を受けようとする者の中に当該等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとする(他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。)。なお、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。

附 則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

別表 1

操業区域 (地区)		区域	漁業者の 数	許可す べき の 数	漁業従 事者 の 数
操業 区 域 1	野 根	(1) アリメの鼻から相間川までの区間における距岸 10 メートル以内の区域。ただし、野根川は、野根大橋より下流の区域 (2) 高知県漁業協同組合が有する共同漁業権共第 1,001 号漁場区域のうち距岸 20 メートル以内の区域。ただし、甲浦港全域を含む。	2		12
操業 区 域 2	室 戸	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,010 号の漁場区域のうち、室津港内及び距岸 20 メートル以内の海域。ただし、室津川については、港橋から河口までの区域を含む。	2		2
操業 区 域 3	吉 良 川	吉良川町漁業協同組合の有する第一種共同漁業権共第 1,011 号の漁場区域のうち、次の区域 (1) 傍士漁港内及び吉良川漁港内 (2) 東の川河口から半径 100 メートル以内の海域 (3) 西の川河口から半径 100 メートル以内の海域	2		5
操業 区 域 4	奈 半 利	奈半利港口東防波堤基部から磁針方位 180 度の線以西、奈半利川左岸防潮堤突端と東防波堤の西端を結ぶ線から以東の海域中、距岸 400 メートル以内の海域及び奈半利港内	2		91
操業 区 域 5	田 野	田野町湊の海岸から沖へ延びる消波ブロックから磁針方位 210 度の線以东、奈半利川河口水域右岸消波ブロックの北より 4 個目に引かれた黄線と左岸河口防潮堤先端を結ぶ線の中央以西の距岸 400 メートル以内の海域	3		50
操業 区 域 6	安 田	(1) 安田川河口東側 100 メートルから西の基点（安田漁港西側防波堤）までの距岸 20 メートル以内の海域。(2) 安田川中、安田川橋（旧橋）より下流の区域	2		41
操業 区 域	安 芸	点の位置 基点甲 安芸市伊尾木川河口東端から東へ 50 メートルの点 基点乙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端	5		58

域 7		<p>基点丙 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点</p> <p>基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点区域</p> <p>(1) 丙から磁針方位 222 度の線以西、丁から磁針方位 186 度の線以東の海域中、距岸 15 メートル以内の区域。ただし、甲から磁針方位 180 度の線以西、乙から磁針方位 180 度の線に至る区域を除く。</p> <p>(2) 安芸川中、国道 55 号線安芸川橋から下流の区域</p>		
操 業 区 域 8	赤 野	<p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸市八流千畳岩東端から東へ 50 メートルの点</p> <p>基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤突端から西へ 50 メートルの点</p> <p>甲から乙に至る海域のうち、距岸 15 メートルの区域。ただし、赤野川については赤岩から真西を見通した線より下流の区域</p>	2	12
操 業 区 域 9	和 食	高知県漁業協同組合が有する第三種共同漁業権共第 3,009 号の漁場区域のうち、和食川河口から半径 50 メートル以内の海域	2	7
操 業 区 域 10	手 結	安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点から磁針方位 180 度 0 分の線と香南市夜須町坪井・香我美町岸本界共同漁業権境界基点から磁針方位 202 度 30 分の線により区切られた海域中、距岸 50 メートル以内の海域。ただし、夜須川については千切頭首工までの区域を含む。	2	42
操 業 区 域 11	岸 本	高知県漁業協同組合が有する第三種共同漁業権共第 3,010 号の漁場区域のうち、岸本川河口暗渠から半径 80 メートル以内の区域	2	20
操 業 区 域 12	赤 岡	<p>(1) 高知県漁業協同組合が有する共同漁業権共第 3,011 号の漁場区域のうち距岸 50 メートル以内の海域及び赤岡漁港内、並びに香南市香我美町香宗川放水路閘門中央から半径 100 メートル以内の海域</p> <p>(2) 香南市赤岡町内の香宗川中、香宗橋より下流の区域</p>	3	120
操 業 区 域 13	吉 川	<p>(1) 高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権共第 2,028 号の漁場区域のうち、物部川左岸に設置されている河川区域と海岸区域の境界を示す標柱から、正南の線以東の距岸 300 メートル以内の海域及び吉川漁港内の区域</p> <p>(2) 香南市吉川町内の香宗川及び烏川</p>	3	94
操 業 区	久 枝	南国市久枝、香南市吉川村吉原界から東へ 327 メートルの点から、磁針方位 180 度の線以西、南国市久枝、下島界共同漁業権境界基点から磁針方位 180 度の線までの区域のうち、距岸 50 メートル以内の海域。ただ	2	32

域 14		し、物部川河口流れ川幅の沖合の区域を除く。		
操 業 区 域 15	香 西	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,031 号の漁場区域のうち、距岸 50 メートル以内の海域及び後川防潮堤樋門の下流端から下流の区域	2	40
操 業 区 域 16	浜 改 田	点の位置 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点 甲から磁針方位 180 度の線と乙から磁針方位 180 度の線により区切られた海域中、距岸 100 メートル以内の区域	2	9
操 業 区 域 17	十 市	十市漁業協同組合が有する第三種共同漁業権共第 3,014 号の漁場区域のうち、距岸 50 メートル以内の海域	2	12
操 業 区 域 18	浦 戸 ・ 横 浜 1	(1) 高知市えびす簀から真方位 334 度 34 分の対岸までの線より湾奥部及び高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点から磁針方位 167 度線以西、高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点から磁針方位 170 度線以東の海域中、距岸 300 メートル以内の海域。ただし、高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ線以北の区域及び港則法に基づく航路を除く。 (2) 新川川(長浜川)中、梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の水域。ただし、高知市春野町の水域を除く。 (3) 国分川本流中、旧青柳橋から上流の高知市管内の水域 (4) 久万川中、久万川国分川合流点から上流の水域 (5) 舟入川中、高知市管内の水域 (6) 下田川中、旧五台山橋から上流の高知市管内の水域 (7) 十津川中、県道種崎線(弥生橋)から上流の高知市管内の水域 (8) 竹島川中、孕橋から上流の水域 (9) 港橋(棧橋通五丁目)から上流の水域	2	83
操 業 区 域 19	浦 戸 ・ 横 浜 2	(1) 高知市えびす簀から真方位 334 度 34 分の対岸までの線より湾奥部及び高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点から磁針方位 167 度線以西、高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点から磁針方位 170 度線以東の海域中、距岸 300 メートル以内の海域。ア新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷 3,636 高知石油(株)油槽所南端までの距岸 5 メートル以内の区域及び港則法に基づく航路イ鏡川中、雑候場橋から上流の区域ウ堀川中、大鋸屋橋から上流の区域	2	55

		<p>(2) 新川川(長浜川)中、梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の水域。ただし、高知市春野町の水域を除く。</p> <p>(3) 国分川本流中、旧青柳橋から上流の高知市管内の水域</p> <p>(4) 久万川中、久万川国分川合流点から上流の水域</p> <p>(5) 舟入川中、高知市管内の水域</p> <p>(6) 下田川中、旧五台山橋から上流の高知市管内の水域</p> <p>(7) 十津川中、県道種崎線(弥生橋)から上流の高知市管内の水域</p> <p>(8) 竹島川中、孕橋から上流の水域</p> <p>(9) 港橋(棧橋通五丁目)から上流の水域</p>		
操業区域 20	御置瀬	<p>(1) 高知市えびす碇から真方位 334 度 34 分の対岸までの線より湾奥部の海域。ただし、高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ線以北の区域及び港則法に基づく航路を除く。</p> <p>(2) 高知市浦戸えびす碇から真方位 334 度 34 分の線以東の外海のうち、高知市種崎赤灯から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を結ぶ線以北の区域</p> <p>(3) 新川川(長浜川)中、梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の水域。ただし、高知市春野町の水域を除く。</p> <p>(4) 国分川本流中、旧青柳橋から上流の高知市管内の水域</p> <p>(5) 久万川中、久万川国分川合流点から上流の水域</p> <p>(6) 舟入川中、高知市管内の水域</p> <p>(7) 下田川中、旧五台山橋から上流の高知市管内の水域</p> <p>(8) 十津川中、県道種崎線(弥生橋)から上流の高知市管内の水域。</p> <p>(9) 竹島川中、孕橋から上流の水域</p> <p>(10) 港橋(棧橋通五丁目)から上流の水域</p>	2	30
操業区域 21	春野町甲殿	ナムラの鼻高知市長浜・春野町東諸木境界から磁針方位 170 度の線と文庫の鼻先端から磁針方位 170 度の線により区切られた海域中、距岸 100 メートル以内の区域	3	71
操業区域 22	春野町仁淀川	<p>点の位置</p> <p>A 国土交通省が設置した仁淀川と新居の境界基点(新居海岸基準点 1)</p> <p>B 点Aから西方(磁針方位 241 度 38 分)直線距離 267 メートルの点(新居海岸基準点 2)</p> <p>ア 点Bから南へ 30 メートル地点に設置した標柱</p> <p>仁淀川本流と支流波介川との合流点及び仁淀川漁協が設置した標柱を結んだ線から下流の仁淀川及び仁淀川河口左岸導流堤東端の延長線以西、点B、アを結んだ線以東の海域</p>	3	15
操	新	点の位置	2	27



業 区 域 23	居	<p>A 国土交通省が設置した仁淀川と新居の境界基点(新居海岸基準点1)</p> <p>B 点Aから西方(磁針方位241度38分)直線距離267メートルの点(新居海岸基準点2)</p> <p>ア 点Bから南へ30メートル地点に設置した標柱</p> <p>仁淀川本流と支流波介川との合流点及び仁淀川漁協が設置した標柱を結んだ線から下流の仁淀川及び仁淀川河口左岸導流堤東端の延長線以西、点B、アを結んだ線以東の海域</p>		
操 業 区 域 24	宇 佐	<p>須崎市浦ノ内、土佐市宇佐町界かやぐろの鼻と須崎市浦ノ内中崎を結ぶ直線以東の海域中、土佐市宇佐町白の鼻と須崎仁ノ線23号と282号の交差点信号機を結んだ直線以西の海域</p>	3	68
操 業 区 域 25	深 浦	<p>高知県漁業協同組合が有する共同漁業権共第1,041号の漁場区域のうち、距岸20メートル以内の海域</p>	2	5
操 業 区 域 26	須 崎 釣	<p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市山崎鼻灯台</p> <p>ア 甲から真方位274度10分の線上、甲から1,118メートルの点</p> <p>イ 甲から真方位271度30分の線上、甲から1,060メートルの点</p> <p>ウ 甲から真方位278度40分の線上、甲から657メートルの点</p> <p>エ 甲から真方位241度30分の線上、甲から514メートルの点</p> <p>オ 須崎市角谷岬突端</p> <p>(1)第一種共同漁業権共第1,046号の漁場区域のうち、須崎市安和小島突端から角谷岬突端を結ぶ線以西の海域</p> <p>(2)須崎市山崎鼻突端から神木の鼻を結ぶ線以東の海域</p> <p>(3)須崎市山崎鼻突端から角谷岬突端を結ぶ線以北の海域中、アイ、イウ、ウエ、エオを結ぶ4直線とアオ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く</p> <p>(4)新莊川中、須崎市下分新莊川橋梁(旧国鉄鉄橋)から下流、須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔)から磁針方位212度の線に至る区域。ただし、新莊漁港内港(新莊漁港中、つつみ突端から磁針方位300度の線以北の区域)を含む。</p>	2	32
操 業 区 域	錦 浦	<p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市山崎鼻灯台</p> <p>ア 甲から真方位274度10分の線上、甲から1,118メートルの点</p> <p>イ 甲から真方位271度30分の線上、甲から1,060メートルの点</p>	2	25

27		<p>ウ 甲から真方位 278 度 40 分の線上、甲から 657 メートルの点</p> <p>エ 甲から真方位 241 度 30 分の線上、甲から 514 メートルの点</p> <p>オ 須崎市角谷岬突端</p> <p>(1) 第一種共同漁業権共第 1,046 号の漁場区域のうち、須崎市安和小島突端から角谷岬突端を結ぶ線以西の海域</p> <p>(2) 須崎市山崎鼻突端から神木の鼻を結ぶ線以東の海域</p> <p>(3) 須崎市山崎鼻突端から角谷岬突端を結ぶ線以北の海域中、アイ、イウ、ウエ、エオを結ぶ 4 直線とアオ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。</p> <p>(4) 新荘川中、須崎市下分新荘川橋梁（旧国鉄鉄橋）から下流、須崎市西町一丁目 2 番 1 号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）から磁針方位 212 度の線に至る区域。ただし、新荘漁港内港（新荘漁港中、つつみ突端から磁針方位 300 度の線以北の区域）を含む。</p>		
操業区域 28	須崎町	<p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市山崎鼻灯台</p> <p>ア 甲から真方位 274 度 10 分の線上、甲から 1,118 メートルの点</p> <p>イ 甲から真方位 271 度 30 分の線上、甲から 1,060 メートルの点</p> <p>ウ 甲から真方位 278 度 40 分の線上、甲から 657 メートルの点</p> <p>エ 甲から真方位 241 度 30 分の線上、甲から 514 メートルの点</p> <p>オ 須崎市角谷岬突端</p> <p>(1) 第一種共同漁業権共第 1,046 号の漁場区域のうち、須崎市安和小島突端から角谷岬突端を結ぶ線以西の海域</p> <p>(2) 須崎市山崎鼻突端から神木の鼻を結ぶ線以東の海域</p> <p>(3) 須崎市山崎鼻突端から角谷岬突端を結ぶ線以北の海域中、アイ、イウ、ウエ、エオを結ぶ 4 直線とアオ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。</p> <p>(4) 新荘川中、須崎市下分新荘川橋梁（旧国鉄鉄橋）から下流、須崎市西町一丁目 2 番 1 号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）から磁針方位 212 度の線に至る区域。ただし、新荘漁港内港（新荘漁港中、つつみ突端から磁針方位 300 度の線以北の区域）を含む。</p>	2	51
操業区域 29	久礼	<p>(1) 高岡郡中土佐町久礼東防波堤突端と久礼赤磐を結んだ直線以西の海域（久礼漁港内を含む）。ただし、久礼川河口については、久礼橋までの海域とする。</p> <p>(2) 鎌田港東消波ブロック突端と北防波堤を結んだ直線以北の港内</p>	2	6
操業区域	佐賀	<p>高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,053 号の漁場区域内。ただし、伊与木川河口については佐賀橋（河口から第 2 橋）までとする。</p>	3	144

30				
操 業 区 域 31	上 川 口	(1) 幡多郡黒潮町蜷川、湊川及び加持川のうち、各河川の河口から国道 56 号線の橋までの区域 (2) 高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,055 号及び共第 1,056 号の漁場区域内	4	41
操 業 区 域 32	入 野	(1) 高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,057 号の漁場区域内 (2) 幡多郡黒潮町蜷川、湊川及び加持川のうち、各河川の河口から国道 56 号線の橋までの区域 (3) 幡多郡黒潮町蛸瀬川中、河口から第一橋までの区域	5	31
操 業 区 域 33	田 野 浦	高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,058 号の漁場区域内。	2	18
操 業 区 域 34	下 田	下田漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,059 号の漁場区域内(四万十川河口については、四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省 0 メートル距離標を結んだ線より下流とする。)	5	149
操 業 区 域 35	下 ノ 加 江	高知県漁業協同組合が有する共同漁業権共第 1,062 号の漁場区域内	2	16
操 業 区 域 36	小 筑 紫	すくも湾漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,090 号の漁場区域内	3	50
操 業 区 域 37	片 島	(1) すくも湾漁業協同組合が有する第一種共同漁業権共第 1,091 号の漁場区域内 (2) 片島港内。ただし、片島新港岸壁突端から波打鼻見通し線内及び波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した線内の区域を除く。また、淡水防除ポンプ施設の前面、幅 20 メートル、沖合 30 メートルの危険区域を除く。 (3) 松田川河口については、宿毛市坂ノ下、下り松鼻漁場基点から磁針方位 359 度の見通し線より下流の区域とする。	2	70

操 業 区 域 38	松 田 川	松田川中、松田川河口の共同漁業権境界ライン {宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点 (以下、甲) と、甲から磁針方位 359 度の線と右岸との交点を結んだ線} から宿毛橋までの区域	2	32
操 業 区 域 39	仁 淀 川	点の位置 A 国土交通省が設置した仁淀川と新居の境界基点(新居海岸基準点 1) B 点Aから西方(磁針方位 241 度 38 分) 直線距離 267 メートルの点(新居海岸基準点 2) ア 点Bから南へ 30 メートル地点に設置した標柱 仁淀川本流と支流波介川との合流点及び仁淀川漁協が設置した標柱を結んだ線から下流の仁淀川及び仁淀川河口左岸導流堤東端の延長線以西、点B、アを結んだ線以東の海域	6	288
操 業 区 域 40	四 万 十 川	四万十川のうち、河口、共同漁業権ライン(四万十市初崎立岩漁場基点と四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省 0 メートル距離標を結んだ線) から上流、四万十市山路渡しまでの区域。ただし、後川、中筋川については、それぞれ四万十市佐岡佐岡橋、四万十市坂本坂本橋までの区域	6	475
操 業 区 域 41	高 知 市 宮 本	(1)新川川(長浜川)中、梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の水域。ただし、高知市春野町の水域を除く。 (2)国分川本流中、旧青柳橋から上流の高知市管内の水域 (3)久万川中、久万川国分川合流点から上流の水域 (4)舟入川中、高知市管内の水域 (5)下田川中、旧五台山橋から上流の高知市管内の水域 (6)十津川中、県道種崎線(弥生橋)から上流の高知市管内の水域 (7)竹島川中、孕橋から上流の水域 (8)港橋(棧橋通五丁目)から上流の水域	2	13
操 業 区 域 42	新 川 川	高知市春野町内の新川川	2	20
操 業 区 域 43	須 崎 市	(1)御手洗川中、旧国鉄鉄橋の上流の第1ぜきから上流の区域 (2)押岡川中、河口右岸導流堤基部から大阪セメントベルトコンベアー西北端を結ぶ線から上流の区域 (3)桜川中、河口左岸導流堤基部から右岸電柱(浦ノ内幹 23 分 5 号)を結ぶ線から上流の区域 (4)横浪川、する木川、出見川及び灰方川中、第1橋から上流の区域	2	5

操 業 区 域 44	福 良	宿毛市小筑紫町福良川中、河口右岸の篠上ブロック工場前電柱と同左岸 電柱を見通した線から上流の区域	2	10
			計	115
				2477

別表 2

申請区分		許可申請		変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
		新規申請	更新申請				
必要書類等							
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			2級船（K02）の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式 3）	○	○	○	○		集出荷者名簿（様式 4）も併せて提出 変更する場合は変更届（様式 5）を提出
	漁業従事者名簿（様式 6）	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式 7）	○	○	○	○		
	誓約書（様式 8）	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書（様式 9）	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第 5 種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
適格性申立書		○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する